

(様式3 公表の表紙)

つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画(案)  
のパブリックコメント手続の実施について

平成28年12月  
つくば市環境生活部環境課

案件名	つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画（案）
募集期間	平成28年12月2日 ～ 平成29年1月10日
担当課	環境生活部環境課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)3732

### ■ 意見募集の趣旨

つくば市では、平成19年に制定された「つくば市きれいなまちづくり条例」に基づき、市・市民・事業者協働のきれいなまちづくりを進めています。本行動計画は、条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、第8条にてその策定が定められています。

今日に至るまで、様々な施策を実施してきましたが、つくば市を取り巻く状況の変化に対応し、きれいなまちづくりをさらに推進するため、第4次計画を策定します。

つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

### ■ 資料

- ・つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画（案）
- ・つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画（案）の背景・経緯等
- ・つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画（案）概要版

### ■ 提出方法

- 直接持参
  - ・ 環境生活部環境課（3階）
  - ・ 各窓口センター
  - ・ 各地域交流センター
 ※施設閉庁日は除く
- 郵便
  - 〒305-8555
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市環境生活部環境課
- ファクシミリ 029-868-7591
- 電子メール evm010@info.tsukuba.ibaraki.jp

○ ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画(案)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

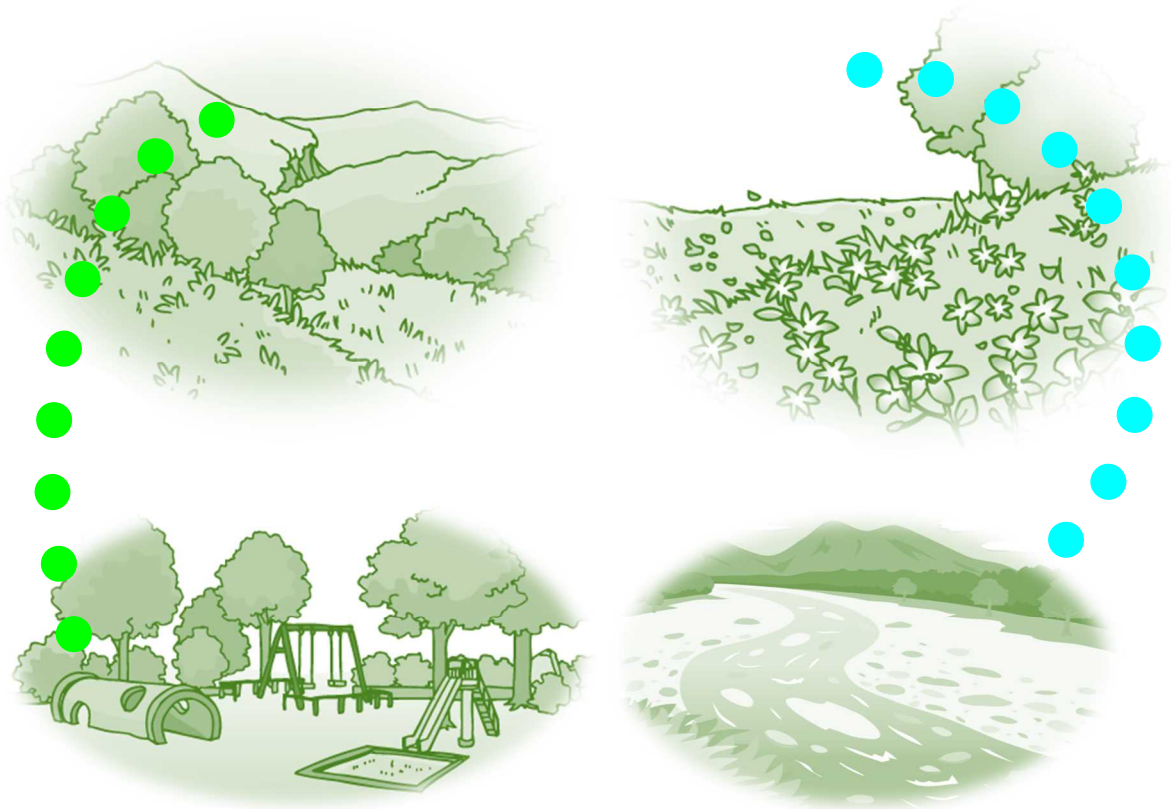
- 公表時期 平成29年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、環境課、  
情報コーナー(庁舎1階)、  
各窓口センター、各地域交流センター



# つくば市きれいなまちづくり 第4次 行動計画 (案)

市・市民・事業者が手を携えた

きれいなまちづくり



平成29年3月

つくば市



## 目 次

## 第1章 行動計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の構成	2
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3

## 第2章 計画の目標と施策の方向性

1 目標とすべき将来像	4
2 基本方針	5
3 市・市民・事業者の役割	6

## 第3章 現状と課題の整理—第3次行動計画の実施結果—

1 環境美化推進の経緯	7
2 第3次行動計画の取組	
(1) ごみの投棄対策	
① 市内一斉清掃事業	8
② アダプト・ア・ロード事業	9
③ アダプト・ア・パーク事業	10
④ アダプト・ア・リバー事業	11
⑤ 不法投棄対策事業	13
(2) 飼い犬のふん放置対策	
① 犬のふん放置対策事業	15
(3) まちの景観保全対策	
① 落書き対策事業	17
② 印刷物等の放置対策事業	18
③ 茨城県まちの違反広告物追放推進制度	19
④ 除草事業	20
(4) 放置自転車対策	
① 自転車等放置禁止区域での啓発事業	21
② 駐輪場の整備事業	22
(5) 自動販売機の適正管理	
① 自動販売機の適正管理指導（たばこ）	23
② 自動販売機の適正管理指導（飲食）	24
(6) 花と緑の美化活動	
① 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	25
② 花と緑の環境美化コンクール	26

3 実績総括及び今後の方向性	27
4 新規事業の検討	29

#### 第4章 目標実現のための施策—第4次行動計画—

1 ごみの投棄対策	
(1) 市内一斉清掃事業	31
(2) アダプト・ア・ロード事業	32
(3) アダプト・ア・パーク事業	33
(4) 河川環境保全事業	34
(5) 不法投棄対策事業	35
(6) 環境美化活動支援事業	36
2 飼い犬のふん放置対策	
(1) 犬のふん放置対策事業	37
3 まちの景観保全事業	
(1) 落書き対策事業	38
(2) 印刷物等の放置対策事業	39
(3) 違反広告物除却事業	40
(4) 除草事業	41
(5) 空き家の適正管理事業	42
4 放置自転車対策	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	43
(2) 駐輪場の整備事業	44
5 自動販売機の適正管理	
(1) 自動販売機の適正管理指導（たばこ）	45
(2) 自動販売機の適正管理指導（飲食）	46
6 花と緑の美化活動	
(1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	47
(2) 花と緑の環境美化コンクール	48

#### 第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	49
2 行動計画全体の評価及び見直し —計画期間ごとのPDCAサイクル—	50

#### 参考資料

1 つくば市きれいなまちづくり条例	52
2 きれいなまちづくり重点地区	59
3 用語解説	65

## 第1章 行動計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有すると共に、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とするまちなみも有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

また、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスの開業に伴い、定住や交流人口の増加が進み、着実に県南地域の中核的都市として成長を続けています。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置等といった心無い行為についてルールを定め、魅力あるまちづくりを環境美化の観点から推進するため、平成19年11月に「つくば市きれいなまちづくり条例（※）」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年1月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

これまでの間、試行錯誤の中で様々な施策を展開し、つくば市の環境美化向上に努めた結果、現在では、市民・事業者による主体的な取組が広がりつつあります。

しかし、依然として、環境美化を損なう行為をする者が後を絶たない中、高齢化等に伴い、新たな課題の発生も見受けられます。

このような状況に対応し、環境美化に関する取組の一層の活性化を図り、きれいなまちづくりを推進するため「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」を策定しました。

つくば市では平成27年3月に市の主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン（※）」を策定し、誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる質の高い居住環境の実現を目指しています。魅力ある「選ばれるまち」づくりに向け、本計画に基づき、環境美化に対する取組を進めてまいります。

※巻末「用語解説」参照



## 2 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等（注）及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第2条(1)）」となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議（※））が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

※巻末「用語解説」参照

## 4 計画の対象

本行動計画が定める事項は以下の施策とします。

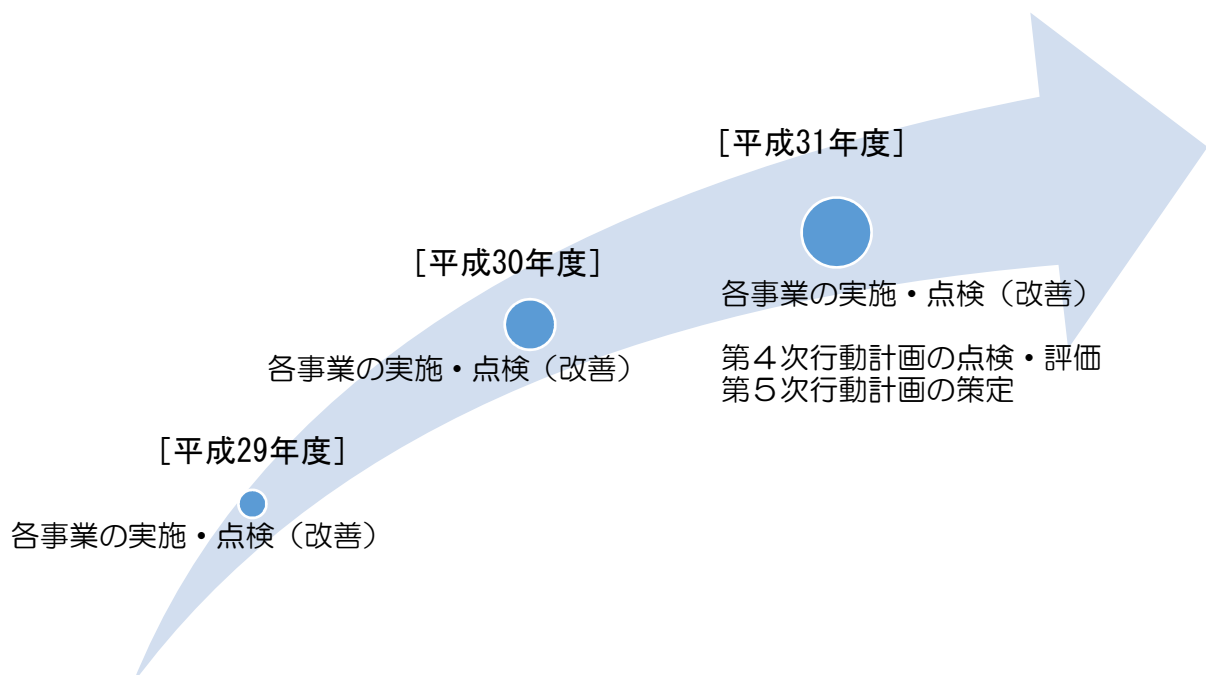
- (1)ごみの投棄対策
- (2)飼い犬のふん放置対策
- (3)まちの景観保全対策
- (4)放置自転車対策
- (5)自動販売機の適正管理
- (6)花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画(第1次)」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成23年4月1日施行)で対応します。

## 5 計画の期間

本行動計画の期間は、平成29年4月から平成32年3月までとします。毎年度、各事業における年次計画の策定・改善を行い、各事業における年度目標の達成を目指します(年度ごとのPDCAサイクル)。

また、3年目には取組の途中経過から、第4次行動計画の点検、評価を行い、つくば市のきれいなまちづくりにおける状況を整理しながら、第5次行動計画に向けた見直しを行います(計画期間ごとのPDCAサイクル)。



## 第2章 計画の目標と施策の方向性

### 1 目標とすべき将来像

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るため、種々の取組を実施してきました。

筑波山を代表する恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市，いわば自然と都市が調和した田園都市「つくば」の魅力を活かしたまちづくりをさらに進めると共に，そこに暮らし，学び，働く人々が快適な生活を享受するためにも，市・市民・事業者が手を携えてきれいなまちづくりを進めます。

～目指すべき将来像～

【市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり】



## 2 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「飼い犬のふん放置」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、街頭キャンペーン、公用車・市の封筒などへのメッセージ貼付、環境美化学習、環境美化作文・ポスターコンクールなど様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市・市民・事業者の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

### 3 市・市民・事業者の役割

市・市民・事業者は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

#### <市の役割>

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高める。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行う。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行う。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努める。

#### <市民の役割>

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶や吸い殻等は持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納する。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しない。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶、吸い殻等が捨てられないように適切な措置を講ずる。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出す。

#### <事業者の役割>

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しない。

## 第3章 現状と課題の整理—第3次行動計画の実施結果—

### 1 環境美化推進の経緯

つくば市では、平成19年に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定し、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定して以降、第3次行動計画に至るまで、条例で定めたルールの下、きれいなまちづくりを目指してまいりました。

しかしながら、一部の人々によるごみのポイ捨て等の行為は後を絶たないことに加え、ボランティア団体等の高齢化や、管理不全な空き家に関する問題など、新たな課題も発生しています。

この度、「つくば市きれいなまちづくり第3次行動計画」の取組の成果、現状、課題等を整理し、今後の対応策を抽出して「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」を策定しました。

なお、「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」策定に当たり、環境美化推進会議において市内の調整を図り、つくば市環境審議会（※）において審議を行いました。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行 為	規制内容	区 域	違反時の措置
ごみのポイ捨て	禁 止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
落書き 注1)	禁 止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
ペットのふん放置	禁 止	市内全域	勧告
印刷物等の放置 注2)	禁 止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示 注3)	努力規定	市内全域	—
自転車の放置 注4)	努力規定	市内全域	—
土地の適正管理	努力規定	市内全域	—

注1) 落書きをした場合は、軽犯罪法などで処罰される場合があります。

注2) 印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物はその周辺に散乱したときに、配布者がそれを回収し、適正に処理しない場合をいいます。

注3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例、つくば市屋外広告物条例施行規則などの適用を受けます。

注4) つくば市自転車等放置防止条例（※）に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

※巻末「用語解説」参照

## 2 第3次行動計画の取組

ここでは、第3次行動計画の現状と課題を抽出し、第4次行動計画に向けて整理しました。第4次行動計画の方針及び内容については、「第4章 目標実現のための施策—第4次行動計画—」にてとりまとめました。

注) 平成28年度実績については、平成28年9月30日時点のものを記載しています。

### (1) ごみの投棄対策

#### ①市内一斉清掃事業（廃棄物対策課）

##### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。</li> <li>市が実施日を指定し、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、回収する。</li> <li>ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月と12月の第1日曜日（年2回）</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

##### 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
市民参加による市内一斉清掃を行う。	一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2
		実績値	2	2	1

【参考】 ごみ回収量（空き缶・空きびん等） 平成26年度：37t 平成27年度：28t

##### 【現状と課題】

年2回の清掃活動は区会の年間行事として定着しており、市民主体の環境美化活動が地域に根付いていると考えられます。

しかし、事業によるごみ回収量（空き缶・空きびん等）は毎年約30t前後であり、依然として大量のごみが回収されています。

清掃中に発見した不法投棄ごみ（粗大ごみ等）への対応なども含め、市民への適切な情報発信を行うことで、円滑な事業運営を継続していくことが求められます。



## ②アダプト・ア・ロード事業（道路維持課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
<b>事業の内容</b>	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域の市道

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
登録団体による道路の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	3	1	4
	参加団体数 (団体/年)	目標値	16	18	20
		実績値	18	18	21
	登録団体による 管理距離数 (km)	目標値	27	29	31
		実績値	31	29	32

## 【現状と課題】

道路の美化だけでなく、設備の破損があれば随時各団体から連絡があるため、道路の安全な管理・運営に効果をあげています。

登録団体による管理距離数は、登録団体によって管理している距離数が異なることから、変動が大きくなっています。

新規団体が増える一方で、高齢化等の理由により活動を終了する団体も多く、今後は参加団体数の維持が課題となります。

また、アダプト・プログラム（P12参照）は、団体の定期的な活動を支援する制度であることから、個人や不定期な活動に対する支援が必要です。



## ③アダプト・ア・パーク事業（公園・施設課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
<b>事業の内容</b>	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やゴミの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域の公園

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	1	1	2
	参加団体数 (団体/年)	目標値	35	37	39
		実績値	34	35	37
	登録団体による 管理公園数	目標値	45	47	49
		実績値	44	45	48

## 【現状と課題】

公園の美化だけでなく、施設の破損があれば随時各団体から連絡があるため、公園の安全な管理・運営に効果をあげています。参加団体の要望を受け、清掃用具の見直し等も実施しています。

TXの沿線開発が進み、公園は大幅に増加しているものの、新規団体数の増加は毎年1団体ずつに留まっています。新しいまちが作られ、新たな区会などの地域コミュニティが確立しつつあるため、区会や学校等に対する広報活動の拡大が不可欠です。

また、アダプト・ア・ロード事業と同様に、個人や不定期的な活動に対する支援が必要です。



## ④アダプト・ア・リバー事業（環境課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川において市民による清掃作業等を実施する。</li> <li>市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。</li> <li>河川の自然を利用した自然体験学習会（※）を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域の河川</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
登録団体による河川周辺の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	0	0	0
	参加団体数 (団体/年)	目標値	2	4	6
		実績値	0	0	0
河川流域で自然体験学習会を実施する。	参加者数 (人/年)	目標値	140	170	150
		実績値	160	206	90

## 【現状と課題】

民間団体等による市民主体の河川清掃活動が実施されていますが、市内の河川は市道や公園と異なり、市の管理下でないことから、河川に対するアダプト・プログラムの導入は難しい状況にあります。

その一方で、河川の自然を利用した自然体験学習は毎年継続され、市内児童の河川愛護意識の高揚につながっています。

以上のことから、事業の位置づけを見直し、河川環境保護及び愛護について、引き続き推進していくことが求められます。



※巻末「用語解説」参照

## ●アダプト・プログラムについて●

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト（adopt）とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみため、市民や企業が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、自治体がこれを支援する制度です。

市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動，活動報告
市の役割	清掃用具の提供，安全指導（傷害保険への加入），サインボード（看板）の掲出，ごみの回収 等



## ⑤不法投棄対策事業（廃棄物対策課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。</li> <li>再発防止のため、防犯・環境美化サポーター（P14 参照）による巡回を行う。</li> <li>再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置する。</li> <li>市民・事業者との協力により、不法投棄抑止を図る。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
地域による監視の目を強化する。	不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度（※）の創設	目標値	●	—	—
		実績値	—	—	—
早朝・夜間・休日を含めた不法投棄巡回パトロールを実施する。	不法投棄報告件数の減少（件/日）	目標値	0.9	0.8	0.7
		実績値	0.9	0.99	0.86

【参考】 不法投棄物の回収量 平成26年度：15t 平成27年度：23t

注） ●は、その年度に実施することを示しています。

## 【現状と課題】

防犯・環境美化サポーターにより、年末年始を除くほぼ毎日、夜間を含む不法投棄監視・回収作業を実施しています。不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度の創設は未達成ですが、郵便局と不法投棄情報提供について連携するなど、市民・事業者協働の監視体制の構築が進んでいます。

しかし、不法投棄防止に向けて、警告看板・監視カメラの設置など様々な対策を実施していますが、どれも抜本的解決には至らない状況にあります。

不法投棄は市内全域で行われる可能性が高いことから、多くの目が常に監視していることを広くアピールすることが最も効果的と考えられます。

※巻末「用語解説」参照

## ●防犯・環境美化サポーターについて●

平成 26 年 4 月 1 日より、従来、ごみのポイ捨て取締り等を担当していた「環境美化指導員」、不法投棄犯罪の防止等を担当していた「不法投棄巡回監視員」が、「防犯・環境美化サポーター」（嘱託職員）として一体化しました。市内全域の巡回を原則として毎日行い、以下のような業務に取り組んでいます。

### 【活動体制】

活動日・時間：土日祝日を含む 7:00～24:00

活動総人数：18 名（交代制）

### 【業務内容】※環境美化に関するものに限る

- つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て・落書き等に対する勧告、命令、過料処分等の実施
- 落書き及び自動販売機の管理状況等の確認
- 印刷物等の放置状況の確認
- 不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回
- 不法投棄行為者への指導



## (2) 飼い犬のふん放置対策

## ①犬のふん放置対策事業（環境課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬のふん放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。</li> <li>ふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。</li> <li>イエローカード作戦（P16 参照）を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
イエローカード作戦を実施し、飼い主のマナー向上を図る。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	8	10	7
	参加団体数 (団体/年)	目標値	18	20	22
		実績値	16	12	12
	ふん放置解消率 注) (%)	目標値	80	85	90
		実績値	95	88	

注) ふん放置解消率：参加団体へアンケート調査を行い、ふん放置が解消されたとの回答を得た団体の割合を指します。

## 【現状と課題】

課題となっているふん放置が解消されると活動を終了する団体が多いため、参加団体数の減少は、イエローカード作戦によってふん放置が解消されていることを意味すると考えられます。

ふん放置解消率については、実施場所等により多少変動がみられますが、概ね高い水準を保っています。参加団体に対し実施しているアンケートは「改善」「維持」「悪化」の三択としていますが、「悪化」との回答はないため、ここからもイエローカード作戦は有効な取組であることがうかがえます。

犬のふん放置に対する相談は依然として市内全域から寄せられているため、継続して制度を案内し、地域の抱える問題の解決を図っていくことが求められます。

●イエローカード作戦について●

イエローカード作戦とは、地域と自治体が一丸となって進める、「犬のふん放置対策」の取組です。

登録を受けた参加団体が、地域の巡回を行い、犬のふんが放置されている場所にイエローカードを設置し、「地域ぐるみで犬のふんの放置を監視している。」という姿勢を視覚的に示し、飼い主のマナー向上と、ふんの放置防止を図ります。

設置したイエローカードは、一定期間の監視を行った後、回収します。

実施方法



市民及び事業者の役割	巡回、イエローカードの設置、ふんの回収、活動報告など
市の役割	イエローカード・ごみ袋やトングなどの提供、安全指導（傷害保険への加入）、ふんの処分など



○は、ふんのレプリカです。

## (3) まちの景観保全対策

## ①落書き対策事業（環境課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。</li> <li>市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。</li> <li>市民協働の落書き消去作業を実施する。</li> <li>先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
啓発看板設置や絵画制作を実施する。	落書き再発防止率 注) (%)	目標値	50	60	70
		実績値	100	100	95
ボランティア団体により、落書き消去作業を実施する。	新規登録団体数 (団体/年)	目標値	2	2	2
		実績値	0	1	1
	参加団体数 (団体/年)	目標値	2	4	6
		実績値	0	1	1

注) 落書き再発防止率：市等が主体となって消去した落書きの再発が防止された割合を指します。

## 【現状と課題】

落書き多発場所にプランターを設置したところ、再発は確認されておらず、一定の効果が確認されています。ただし、プランターの増設や絵画制作等については、安全面・景観面などに課題があり、今後検討が必要です。また、ボランティア団体については、作業が煩雑であることや活動の場が少ないことから、問合せはあるものの登録数が伸び悩んでいます。

一方で、第3次計画期間中の落書き再発防止率は高い水準を保っており、速やかな消去作業は効果的であると考えられます。

なお、信号機等への落書きが多い中で、管理面や機能面から、直接的な消去作業の実施が困難であることから、管理者への継続的な情報提供が不可欠です。





## ②印刷物等の放置対策事業（廃棄物対策課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・印刷物等の散乱，放置の防止に取り組み，まちの景観が保たれたきれいなまちづくりを図る。
<b>事業の内容</b>	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・公共の場所で，ビラ，チラシ等の印刷物が散乱している場合には，印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
印刷物等配布事業者へ注意喚起を行う。	未然防止パトロール回数（回/月）	目標値	20	20	20
		実績値	22	30	29

## 【現状と課題】

防犯・環境美化サポーターにより，年末年始を除くほぼ毎日，市内の巡回を実施しています。

巡回中，チラシ等の散乱箇所はなく，市民からの情報提供もありませんでした。しかし，今後の沿線開発により都市化が進むと，新たな事業者による印刷物等の散乱事例の発生が危惧されるため，良好な状態を保つため今後も巡回を継続していく必要があります。



## ③茨城県まちの違反広告物追放推進制度（都市計画課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・違反広告物（※）を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
<b>事業の内容</b>	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

## 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
地域住民のボランティアにより違反広告物の除却を行う。	新規登録団体数 （団体/年）	目標値	2	2	2
		実績値	1	0	0
	参加団体数 （団体/年）	目標値	17	19	21
		実績値	15	12	12

## 【現状と課題】

平成18年度の事業開始当初は、年間約3,700件の違反広告物を除却していましたが、事業の継続により、約140件に減少しています（注）。違反広告物の減少により、新規登録団体数は増加せず、参加団体数も減少傾向にあります。

違反広告物の除却については、地域のボランティア団体だけではなく、市職員、委託業者、警察、近隣市町村及び民間事業者等が連携して実施しています。今後も関係機関が連携し、除却や巡回を行うことにより、違反広告物の追放をさらに促進していくことが重要です。



以上のことから、第4次行動計画では、ボランティア団体の活動のみならず、市職員や委託業者等も含めた活動を推進していく必要があります。

注） 地域住民のボランティアによる除却数です。

※巻末「用語解説」参照

## ④除草事業（環境課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。</li> <li>雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑草繁茂地の所有者に対する指導：通年</li> <li>あっせん業者による除草作業 （所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担） ：年1回刈・・・8月頃実施，年2回刈・・・6月，10月頃実施</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対して、適正管理指導を行う。	雑草繁茂地改善率 注) (%)	目標値	49	52	55
		実績値	70	75	41

注) 雑草繁茂地改善率：市が空き地適正管理の啓発・指導を行った土地のうち、除草作業が実施された土地の割合を指します。

## 【現状と課題】

空き地の所有者に対し、適正管理の指導・啓発を年間約3,000件実施するとともに、所有者等から申出があった場合は、あっせん業者による除草作業を年1～2回実施しています（費用は自己負担）。

しかし、所有者が不明なケースや複数回指導しても改善が見込めないケースもあるため、所有者の追跡調査や直接訪問指導により、継続的に対応していく必要があります。

近年では、空き家敷地内の雑草繁茂に関する相談も多く寄せられています。



## (4) 放置自転車対策

## ①自転車等放置禁止区域での啓発事業（公園・施設課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域（※）において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。</li> <li>・定期的に放置自転車等の撤去を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告を行う。	違反駐輪警告台数（台/日平均）	目標値	23	21	19
		実績値	22	26	36

## 【現状と課題】

つくば市内のTX4駅において、自転車等の放置防止指導及び警告を行うとともに、定期的に放置自転車等の撤去を実施しています。駅周辺の開発が進み人口が増加する一方で、放置自転車の著しい増加は確認されておらず、一定の抑止効果を与えていると考えられます。

放置自転車がなかなか減少しない背景としては、利用者個人のモラルの問題が大きいと考えます。駐輪場の整備、案内看板の設置、放置駐輪の指導等を包括的に実施することにより、自転車利用の利便性を高めるとともに、利用者のモラル向上を図ることが求められます。



※巻末「用語解説」参照

## ②駐輪場の整備事業（公園・施設課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
<b>事業の内容</b>	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
需要予測に基づき計画的な駐輪場整備を進める。	新たな年次計画の策定	目標値	—	—	●
		実績値	—	—	●

注）●は、その年度に実施することを示しています。

## 【現状と課題】

現時点において、平成32年度時点での需要予測に基づいた駐輪場台数を概ね満たす整備が完了しています。

つくば市のTX沿線開発は現在も進行中であることから、需要予測に基づく整備計画を年度ごとに見直しながら、柔軟に対応していく必要があります。



## (5) 自動販売機の適正管理

## ①自動販売機の適正管理指導（たばこ）（環境課）

## 【事業の概要】

事業の目的	・自動販売機（たばこ）の適正管理指導の実施により，吸い殻のポイ捨てを防止し，きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導，吸い殻散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

## 【実績】

実施計画	指標		H26	H27	H28
自動販売機事業者への指導を行い，啓発シールの貼付を促す。	啓発シール未貼付自動販売機数（台/年）	目標値	〇	〇	〇
		実績値	〇	〇	〇

## 【現状と課題】

つくば市きれいなまちづくり条例では，屋外で自動販売機によりたばこを販売する事業者に対して，啓発シールの貼付，散乱防止責任者の設置等を義務付けています。

本事業においては，これらの周知徹底を図り，市内のたばこ自動販売機設置者に対し啓発シールの配布を行うとともに，市内の巡回を実施し，適正に管理されていない自動販売機の有無を確認しています。該当する自動販売機を発見した場合には，条例内容の通知及び指導を実施しているため，現在，啓発シール未貼付の自動販売機は確認されていません。

たばこの自動販売機は，社会的背景により，ここ数年で激減していますが，自動販売機は屋外に設置されることから，啓発シール等の劣化等が懸念されるため，事業を継続していく必要があります。



## ②自動販売機の適正管理指導（飲食）（廃棄物対策課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	・自動販売機（飲食）の適正管理指導の実施により、空き缶等のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
<b>事業の内容</b>	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶等散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
<b>実施期間</b>	・通年
<b>対象地域</b>	・市内全域

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
市で発行する3Rニュース（※）で自動販売機事業者への適正管理指導を行う。	啓発回数 （回/年）	目標値	1	1	1
		実績値	1	2	2

## 【現状と課題】

つくば市きれいなまちづくり条例では、屋外で自動販売機により飲食物を販売する事業者に対して、回収容器の適切な設置、啓発シールの貼付、散乱防止責任者の設置等を義務付けています。

本事業においては、これらの周知徹底を図り、市内の飲料業者に対して啓発シールを配布しています。

しかし、飲食物の自動販売機は設置数が多く、未対応の自動販売機もあるため、自動販売機事業者への協力要請や市内の巡回など、取組の拡大を検討していく必要があります。



※巻末「用語解説」参照

## (6) 花と緑の美化活動

## ①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）（市民活動課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。</li> <li>市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。</li> <li>活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年 (花植えは年2回)</li> <li>地域における自主的な花壇活動：通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばセンター広場周辺及び市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
花植えを春と秋の年2回実施する。	市民による 花壇活動実施箇所数(箇所/年)	目標値	120	125	130
		実績値	118	119	121

## 【現状と課題】

市民協働によるつくばセンター広場周辺における花壇活動の実施及び地域における自主的な花壇活動に対する支援を行っています。

つくばセンター広場周辺における花壇活動では、約25団体に参加の呼びかけを行っており、地域における自主的な花壇活動実施箇所数は、平成28年度121箇所です。地域における花壇活動実施箇所数は、新規参加も増える一方で辞退もあることから、近年においては微増傾向となっています。





## ②花と緑の環境美化コンクール（文化振興課）

## 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクールへの応募を通して、環境美化に対する意識の向上を図る。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> </ul>
<b>事業の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大好きいばらき県民会議（※）・茨城県・茨城県教育委員会主催事業。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> <li>・花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域、団体、職場、学校を表彰する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域</li> </ul>

## 【実績】

実施計画	指 標		H26	H27	H28
花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し大好きいばらき県民会議に推薦する。	新規応募団体数 （団体/年）	目標値	1	1	1
		実績値	2	3	1
	応募団体数 （団体/年）	目標値	9	10	11
		実績値	8	9	10

## 【現状と課題】

環境美化に対する関心を高めることを目的に、市内の花壇活動を行っている団体に対してコンクールの応募を促しています。平成26年度は1団体、平成27年度は2団体がコンクールにおいて入賞するなど、良好な成績を残すことができました。

新規応募団体数はあるものの、同じような団体が繰り返し応募している状態であり、活動を辞退する団体も少なくないため、応募団体数は微増となっています。



※巻末「用語解説」参照

### 3 実績総括及び今後の方向性

#### 【推進体制について】

環境美化推進会議にて計画的に推進するとともに、必要に応じて、市民・事業者等と連携して活動しています。

開催回数	実施内容	状況	今後の方向性	
12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画内容の検討</li> <li>各事業の計画・見直し・評価・進捗管理</li> </ul>	計画的に推進されている。	継続	PDCAサイクルに基づき、一層効果的に推進する。

#### 【施策について】

##### (1) ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	達成	継続	市民に対する情報周知により積極的に取り組む。
アダプト・ア・ロード事業	新規登録団体数	一部未達成	継続	新規団体の募集活動をより積極的に進めるとともに、指標・目標値を見直して取り組む。また、個人に対する支援を検討する。
	参加団体数	達成		
	登録団体による管理距離数	達成		
アダプト・ア・パーク事業	新規登録団体数	未達成	継続	新規団体の募集活動をより積極的に進めるとともに、指標・目標値を見直して取り組む。また、個人に対する支援を検討する。
	参加団体数	未達成		
	登録団体による管理公園数	未達成		
アダプト・ア・リバー事業	新規登録団体数	未達成	修正	アダプト・プログラムから、包括的な河川環境保全事業へ方向転換し、新たな指標を設定する。
	参加団体数	未達成		
	(自然体験学習会)参加者数	達成		
不法投棄対策事業	不法投棄監視ボランティア情報員(仮称)制度の創設	未達成	継続	さらに監視の目を広げることにより重点的に取り組む。
	不法投棄報告件数の減少	未達成		

##### (2) 飼い犬のふん放置対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
犬のふん放置対策事業	新規登録団体数	達成	継続	ふん放置に対する相談は依然として寄せられているため、イエローカード作戦をさらに推進する。
	参加団体数	未達成		
	ふん放置解消率	達成		

## (3) まちの景観保全対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
落書き対策事業	落書き再発防止率	達成	継続	速やかな落書き消去作業及び管理者に対する情報提供に、より積極的に取り組む。
	新規登録団体数	未達成		
	参加団体数	未達成		
印刷物等の放置対策事業	未然防止パトロール回数	達成	継続	巡回の継続により、印刷物等の放置を未然に防止する。
茨城県まちの違反広告物追放推進制度	新規登録団体数	未達成	継続	関係機関と、より一層連携を深め、事業を継続する。また、「違反広告物除却事業」と名称を改める。
	参加団体数	未達成		
除草事業	雑草繁茂地改善率	達成	継続	雑草繁茂地改善率を高めるための工夫を継続する。また、空き家敷地内の雑草繁茂に対する取組を検討する。

## (4) 放置自転車対策

事業	指標	状況	今後の方向性	
自転車等放置禁止区域での啓発事業	違反駐輪警告台数	未達成	継続	指導・警告の継続実施により、放置自転車の減少を図る。
駐輪場の整備事業	新たな年次計画の策定	未達成	継続	放置自転車が減少に至らないことから、現状分析をしつつ計画の見直しを実施する。

## (5) 自動販売機の適正管理

事業	指標	状況	今後の方向性	
自動販売機の適正管理指導（たばこ）	啓発シール未貼付自動販売機数	達成	継続	巡回を継続し、吸い殻の散乱防止に取り組む。
自動販売機の適正管理指導（飲食）	啓発回数	達成	継続	取組を拡大し、空き缶等の散乱防止に取り組む。

## (6) 花と緑の美化活動

事業	指標	状況	今後の方向性	
花と緑の市民参加事（リカムワワ- City つくば）	市民による花壇活動実施箇所数	未達成	継続	広報や他事業との連携強化により、花壇活動実施箇所数の増加に取り組む。
花と緑の環境美化コンクール	新規応募団体数	達成	継続	区会等への広報手段を拡張させ、より多くの新規団体の開拓に取り組む。
	応募団体数	未達成		

## 4 新規事業の検討

第3次行動計画の検証にて明らかになった新たな課題に対しては、以下に示す2つの新規事業を追加して、第4次行動計画を推進します。

### 環境美化活動支援事業（環境課）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。</li> </ul>
<b>事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

#### 【現状と課題】

アダプト・プログラムが団体を対象とし、かつ同じ場所における定期的な活動を支援する制度であることに対し、本事業においては、個人等が市内全域で不定期に実施する環境美化活動も支援対象としています。

本事業を行動計画に追加し、アダプト・プログラムとの連携を図ることにより、登録団体数の伸び悩みを補完し、活動が活発化することが期待されます。

### 空き家の適正管理事業（空き家対策室）

#### 【事業の概要】

<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理不全な空き家等について、行政指導や行政処分を科すことで、良好な住環境を守る。</li> </ul>
<b>事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告を行う。</li> <li>当該空き家が著しく危険であると判断した場合には、措置命令、公表、行政代執行を行う。</li> <li>空き家等の有効活用施策を実施する。</li> </ul>
<b>実施期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

#### 【現状と課題】

全国的に顕在化している空き家の景観上、安全上の問題は、つくば市でも同様に発生しています。これに対して、つくば市では、法令施行に先立って条例を制定し、対策を行ってきました。今後とも市民と連携しながら、管理不全な空き家の対策を進めます。

## 第4章 目標実現のための施策－第4次行動計画－

目標を実現するために、基本方針に基づき、6つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

自発的なきれいなま  
ちづくりのための  
活動に関する支援

市・市民・事業者の  
相互の連携

### 施策

(1)ごみの投棄対策

(2)飼い犬のふん放置対策

(3)まちの景観保全対策

(4)放置自転車対策

(5)自動販売機の適正管理

(6)花と緑の美化活動

### 第4次行動計画事業

- ①市内一斉清掃事業
- ②アダプト・ア・ロード事業
- ③アダプト・ア・パーク事業
- ④河川環境保全事業
- ⑤不法投棄対策事業
- ⑥環境美化活動支援事業（新規）

- ①犬のふん放置対策事業

- ①落書き対策事業
- ②印刷物等の放置対策事業
- ③違反広告物除却事業
- ④除草事業
- ⑤空き家の適正管理事業（新規）

- ①自転車等放置禁止区域での啓発事業
- ②駐輪場の整備事業

- ①自動販売機の適正管理指導（たばこ）
- ②自動販売機の適正管理指導（飲食）

- ①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）
- ②花と緑の環境美化コンクール

## 1 ごみの投棄対策

### (1) 市内一斉清掃事業（廃棄物対策課）

#### ○取組の方向性

区会行事として定着している市内一斉清掃を今後もより一層拡大していくため、市が区会を先導するとともに、ごみ処理方法を含めた様々な情報の周知徹底に取り組みます。

これらの取組により、市民一人一人の環境美化意識を高め、ポイ捨てされないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、広報紙やHP等で報告します。</li> <li>◆ 他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。</li> <li>◆ ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。</li> <li>◆ 日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H	H	H
			29	30	31
市民参加による市内一斉清掃を行う。	一人一人の環境美化意識の向上	一斉清掃の実施回数（回/年）	2	2	2



## (2) アダプト・ア・ロード事業（道路維持課）

## ○取組の方向性

市道の総延長距離は大変長く、市で行う道路管理だけでは、十分に管理が行き届かない側面があります。参加団体に対する支援を継続するとともに、新規登録団体の募集活動を積極的に進めます。

これらの取組により、多くの団体に参加いただき、地域に愛される道路づくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。</li> <li>◆ アダプト・ア・ロード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>◆ アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ</li> <li>◆ 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アダプト・ア・ロード事業に参加します。</li> <li>◆ 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
登録団体による道路の清掃等を中心とする環境美化活動を推進する。	地域に愛される道路づくりの推進	参加団体数（団体/年）	23	25	27

## (3) アダプト・ア・パーク事業（公園・施設課）

## ○取組の方向性

市内の公園は、都市開発に伴い大幅に増加しており、市で行う公園管理だけでは、十分に管理が行き届かない側面があります。参加団体に対する支援を継続するとともに、新規登録団体の広報活動等を積極的に進めます。

これらの取組により、多くの団体に参加いただき、地域に愛される公園づくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。</li> <li>◆ アダプト・ア・パーク参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>◆ アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ</li> <li>◆ 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アダプト・ア・パーク事業に参加します。</li> <li>◆ 公園に持ち込んだごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> <li>◆ 公園をきれいに使用します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	地域に愛される公園づくりの推進	参加団体数（団体/年）	38	40	42



## (4) 河川環境保全事業（環境課）

## ○取組の方向性

アダプト・プログラムから名称を改め、河川巡視の実施や、小学生に対する教育事業を包括的に推進し、身近な河川環境の保全を図ります。

これらの取組により、河川環境保護及び河川愛護に関する意識向上を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水質監視員（※）による巡視を実施し、異常があった場合は迅速に対応する。</li> <li>◆ 河川付近に住む小学生に対し、自然体験学習会を開催する。</li> <li>◆ 市民及び事業者と協力して、河川清掃作業等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 河川環境保全事業に参加します。</li> <li>◆ 川の生態系に悪影響を及ぼすごみのポイ捨てはしません。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
水質監視員による巡視を実施する。	ごみ投棄等の早期発見	巡視延べ人数 (人/年)	300	300	300
河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。	水質浄化に係る環境教育の推進	参加者数 注) (人/年)	300	320	320

注) 参加者数：自然体験学習会の対象となる児童の数を示しています。

※巻末「用語解説」参照

(5) 不法投棄対策事業（廃棄物対策課）

○取組の方向性

不法投棄物の回収処分を行うとともに、防犯・環境美化サポーターによる夜間含めた巡回や、看板・監視カメラの設置、郵便配達中の不法投棄監視の取組等を継続するとともに、効果的な防止策について検討します。

これらの取組により、多くの目が常に監視していることをアピールすることで、不法投棄の撲滅を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共用地に投棄された不法投棄物の回収処分を行います。</li> <li>◆ 夜間を含めた巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>◆ 不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。</li> <li>◆ 警告看板を設置し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。</li> <li>◆ 監視カメラの設置による不法投棄の防止を図ります。</li> <li>◆ 県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>◆ 先進的な取り組みを調査し、不法投棄の防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。</li> <li>◆ 不法投棄の防止を図るため、所有地を適正に管理します。</li> <li>◆ 不法投棄が発見された場合は、市や警察へ通報します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。	不法投棄再発防止	不法投棄年間再発防止率 注) (%)	70	75	80

注) 不法投棄年間再発防止率：該当年度において、市等が対処した場所での不法投棄の再発が防止された割合を指します。

(6) 環境美化活動支援事業（環境課） **新規**

## ○取組の方向性

環境美化活動を実施する市民等に対し、清掃用具の支援等を行う制度です。アダプト・プログラムでは支援対象とならない活動に対しても、広く支援することができます。清掃活動に絡む各種事業と連携し、参加者の拡大を目指します。

また、制度内容の周知を進め、気軽に環境美化ボランティアに参加できる環境を整えます。

これらの取組により、環境美化活動への市民参加を促し、環境保全に対する意識の啓発及び衛生的な生活環境の確保を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 参加者が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃道具等を支援します。</li> <li>◆ 表彰制度に参加者を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境美化活動を実施します。</li> <li>◆ 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。	環境保全に対する意識向上及び環境美化	活動参加延べ人数 (人/年)	13,000	13,500	14,000

## 2 飼い犬のふん放置対策

### (1) 犬のふん放置対策事業（環境課）

#### ○取組の方向性

イエローカード作戦が効果を上げている一方で、ふん放置に関する相談は現在も寄せられているため、相談者に対するイエローカード作戦の紹介や看板配布等を継続して実施します。

これらの活動により、地域ぐるみで犬のふん放置を防止する仕組みを推進し、犬のふん放置の解消及び飼い主のマナー向上を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。</li> <li>◆ 広報紙やHP等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。</li> <li>◆ イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。</li> <li>◆ 啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。</li> <li>◆ イエローカード作戦に参加します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
イエローカード作戦を実施する。	ふん放置の減少及び飼い主のマナーの向上	参加団体数（団体/年）	15	15	15
		ふん放置解消率（%）	90	90	90

### 3 まちの景観保全対策

#### (1) 落書き対策事業（環境課）

##### ○取組の方向性

防犯・環境美化サポーターによる巡回を毎日実施し、落書き行為の発見及び抑止に努めます。また、市民・事業者と協力して落書きの速やかな消去作業を推進するとともに、発生場所に応じた落書き防止策の検討を進め、落書きの発生を抑止を図ります。さらに、市の管理外である公共物への落書きについて、管理者に対してより迅速に情報を提供し、きれいなまちづくりへの協力を求めます。

これらの取組により、落書きのないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。</li> <li>◆ 落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。</li> <li>◆ 関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ通報します。</li> <li>◆ 市が実施する落書き消し活動に参加します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H	H	H
巡回（注）や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑止する。	まちの景観保全	巡回延べ人数（人/月）	29	30	31
			240	240	240

注）市内の多数のコースを随時巡回します。

(2) 印刷物等の放置対策事業（廃棄物対策課）

○取組の方向性

現状では、印刷物等の放置は確認されていないことから、防犯・環境美化サポーターによる巡回を継続することにより、印刷物等の散乱のない良好な状態を維持します。

これらの取組により、印刷物等放置の未然防止を目指します

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。</li> <li>◆ 公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理をする指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。</li> <li>◆ 印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。</li> <li>◆ ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
防犯・環境美化サポーターによる巡回（注）を実施し、未然防止を図る。	印刷物等の散乱未然防止	巡回延べ人数（人/月）	240	240	240

注）市内の多数のコースを随時巡回します。



## (3) 違反広告物除却事業（都市計画課）

## ○取組の方向性

違反広告物の除却については、市民ボランティア団体、市職員、委託業者、近隣市町村及び民間事業者等が連携して実施しています。

事業の継続により、違反広告物が減少傾向にあるため、さらに関係機関との連携を強化し、違反広告物の無いまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。</li> <li>◆ ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。</li> <li>◆ 職員による巡回及び除却作業を実施します。</li> <li>◆ 委託業務による広域的な除却作業を実施します。</li> <li>◆ 市民や民間事業者と連携して対応します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。</li> <li>◆ 市と連携して、違反広告物を除却します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
市民ボランティア団体、市職員、委託業者、近隣市町村及び民間事業者等により、様々な側面から違反広告物の除却を行う。	まちなみ・景観の維持保全	違反広告物の除却数 注) (枚/年)	600	550	500

注) 違反広告物の除却数：市民ボランティア団体、市職員、委託業者等の除却数の合計です。

## (4) 除草事業（環境課）

## ○取組の方向性

空き地の所有者に対し、継続して適正管理を促します。また、土地所有者が不明なケースや、指導しても改善されないケースについて、土地所有者の追跡調査や直接訪問指導などにより、雑草繁茂地の改善を図ります。

これらの取組により、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。</li> <li>◆ 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 所有地の除草作業などを定期的実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。</li> <li>◆ 近隣に雑草が繁茂した空き地があった場合は、市に連絡します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
雑草が繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。	まちの景観保全及び環境衛生面の向上	雑草繁茂地改善率（％）	75	75	75



(5) 空き家の適正管理事業（空き家対策室） 新規

## ○取組の方向性

平成 25 年度制定の空き家等適正管理条例（※）に基づき、管理不全な空き家に対して所有者の調査を実施し、改善を促します。空き家敷地内の雑草繁茂に対する通報が多数寄せられているため、除草事業と連携して適正管理の向上に取り組めます。また、空き家所有者に対する無料相談会の実施により、空き家の適正管理及び有効活用を図ります。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理不全な空き家の所有者に対し、適正管理の助言・指導を実施します。</li> <li>◆ 空き家所有者に対する無料相談会の実施により、空き家の有効活用・管理等を進めます。</li> <li>◆ 空き家バンク制度（※）により、空き家の有効活用を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理不全な空き家の改善に努めます。</li> <li>◆ 近隣に管理不全な空き家があった場合は、市に連絡します。</li> <li>◆ 無料相談会を活用します。</li> <li>◆ 空き家バンク制度を活用します。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
市民から相談があった管理不全な空き家等について、所有者等を調査・特定し、管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。	まちの景観修復及び環境衛生面の向上	管理不全空き家改善率 注) (%)	50	52	54

注) 管理不全空き家改善率：市が管理不全な状態であると判断した空き家について、行政指導の結果、管理不全な状態が改善された割合を指します。

※巻末「用語解説」参照

## 4 放置自転車対策

### (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業（公園・施設課）

#### ○取組の方向性

自転車等の放置防止指導，警告及び定期的な放置自転車等の撤去を継続した結果，放置自転車の減少には至りませんが，一定の抑止効果が得られています。

自転車利用者のモラル向上を目指し，啓発活動を実施するとともに，放置防止指導，警告及び放置自転車等の撤去活動をさらに推進します。

これらの取組により，景観の保たれた快適な市民生活の実現を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等により自転車等放置禁止区域の啓発を行います。</li> <li>◆ 巡回により違反駐輪防止指導及び防止警告を行い，駐輪場利用を促進します。</li> <li>◆ 啓発看板等を設置し，自転車等放置禁止区域を周知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> <li>◆ 自転車利用者のモラル向上に努めます。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し，指導，警告及び撤去を行う。	違反駐輪防止による景観保全	違反駐輪警告台数（台/日平均）	24	23	22

(2) 駐輪場の整備事業（公園・施設課）

○取組の方向性

平成 32 年度までの需要予測に基づく駐輪場整備は計画的に実施され、必要駐輪場台数はほぼ確保されつつあります。

しかし、放置駐輪は減少に至らないことから、利便性を考慮し、年度ごとに需要予測に基づく整備計画を見直すとともに、自転車等放置禁止区域での啓発事業を進め、放置駐輪の防止に取り組みます。

これらの取組により、景観の保たれた快適な市民生活の実現を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等需要予測に基づき、計画的な駐輪場整備を行います。</li> <li>◆ 自転車等放置禁止区域での啓発事業と連携し、駐輪場利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
需要予測に基づく駐輪場の整備計画を毎年度見直す。	放置自転車防止によるきれいなまちづくり	整備計画の見直し	●	●	●

注) ●は、その年度に実施することを示しています。



## 5 自動販売機の適正管理

### (1) 自動販売機の適正管理指導（たばこ）（環境課）

#### ○取組の方向性

たばこの自動販売機は減少傾向にありますが、たばこの自動販売機は必ず喫煙者の目に留まるものであるため、巡回及び指導の継続により、適正な管理を促します。

これらの取組により、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を図り、きれいなまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散乱防止責任者へ自動販売機の適正管理の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者による、たばこの吸い殻散乱防止啓発活動の実施を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li> <li>◆ 自動販売機に啓発シールを貼付します。</li> <li>◆ 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	消費者の環境美化意識の向上	巡回回数（回/年）	4	4	4

## (2) 自動販売機の適正管理指導（飲食）（廃棄物対策課）

## ○取組の方向性

市内の自動販売機設置事業者に対して啓発シールの配布等を行っていますが、さらにその事業者を拡大するとともに既に設置されている自動販売機の巡回を実施することにより、より適正な管理を促します。

これらの取組により、空き缶等の散乱のないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散乱防止責任者へ自動販売機の適正管理の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者による、空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。</li> <li>◆ 自動販売機事業者に対し、回収容器の適切な配置について指導します。</li> <li>◆ 空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者の把握に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li> <li>◆ 自動販売機に啓発シールを貼付します。</li> <li>◆ 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li> <li>◆ 自動販売機ごとに適正に回収容器を設置し、周辺を清潔に保ちます。</li> </ul>

## 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	消費者の環境美化及びリサイクル意識の向上	巡回回数（回/年）	4	4	4

## 6 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）（市民活動課）

#### ○取組の方向性

つくばセンター地区周辺の花壇活動と、市内各地域における自主的な花壇活動に対する支援を継続し、参加者数や花壇箇所数の増加を図ります。

フェイスブックやHPによる活動紹介やPR活動を強化するとともに、「花と緑の環境美化コンクール」と連携しながら、花壇づくりを展開します。

これらの取組により、市民協働による花のまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者数の増加を図ります。</li> <li>◆ 花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。</li> <li>◆ 活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民協働による「ウェルカムフラワーCityつくば」に参加し、花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。	花と緑できれいなつくばの実現	参加者数 注)	160	160	160
市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。		事業活用花壇箇所数（箇所/年）	124	126	128

注) 参加者数とは、春（夏含む）・秋の花植え参加者数の平均を表します。

(2) 花と緑の環境美化コンクール（文化振興課）

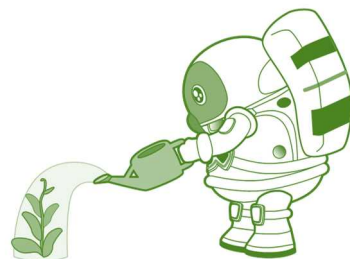
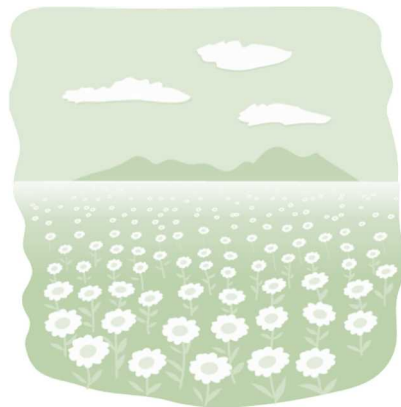
○取組の方向性

花壇活動を行っている団体に対して、継続してコンクールへの応募を促します。  
また、区会への回覧等、広報手段を拡張し、新規団体の開拓に取り組みます。  
これらの取組により、環境美化に対する市民・事業者の意識高揚を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、応募団体の増加を図ります。</li> <li>◆ 市民が選ぶ環境美化コンクールの実施を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 花と緑の環境美化コンクールに参加します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、大好きいばらき県民会議に推薦する。	花を通じた環境美化意識の向上	応募団体数（団体/年）	11	12	13



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

市・市民・事業者の協力のもと、きれいなまちづくり行動計画に関わる各種事業に取り組みます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。さらに、行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します（計画期間ごとのPDCAサイクル）。また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様にも適宜協力を求めます。

環境の変化に対応して、新規事業や、現行事業の再編などを検討し、きれいなまちづくりを一層効果的に推進します。

#### <PDCA サイクル>

PLAN（計画）：目標を設定し、具体的な計画を策定する。

DO（実行）：目標達成のために計画を実行する。

CHECK（評価）：実行が計画通りに行われているかを点検・評価する。

ACT（見直し）：計画が適切か達成可能かどうかを検討し、見直し・改善を行う。

#### <環境美化推進会議>

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、必要に応じて、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

#### <つくば市きれいなまちづくり実行委員会>

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

#### <つくば市環境審議会>

学識経験者等で構成され、年度事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。



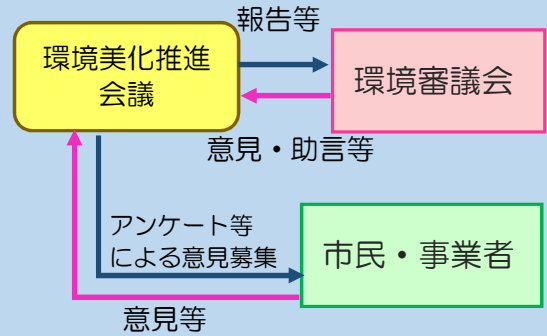
## 2 行動計画全体の評価及び見直し—計画期間ごとのPDCA サイクル—

行動計画の評価及び見直しに関しては、平成31年度に「環境美化推進会議」において実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。その後、庁議に諮ります。

第3次行動計画の3年目  
(平成28年度)

### PLAN：行動計画を策定する

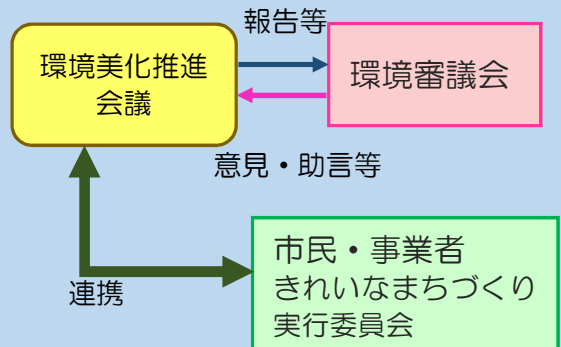
平成28年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など3年間の行動計画を策定します。



第4次行動計画  
(平成29～31年度)

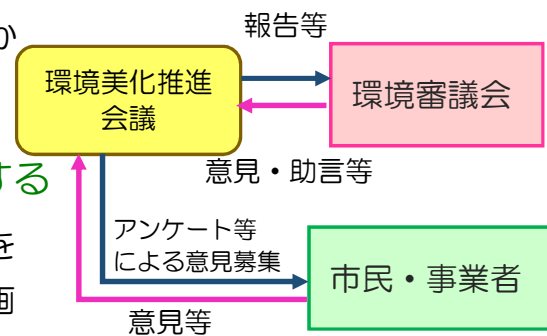
### DO：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



### CHECK：行動計画が実施されたかどうか点検し、評価する

平成29年度～平成31年度までの途中経過から、行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか評価します。



### ACT：行動計画を見直し、改善する

評価を踏まえ、きれいなまちづくりをさらに推進していくために、行動計画を見直し、改善します。

PLAN：改善された行動計画を策定する（第5次行動計画）

平成31年度

## ●継続的改善のための調査研究●

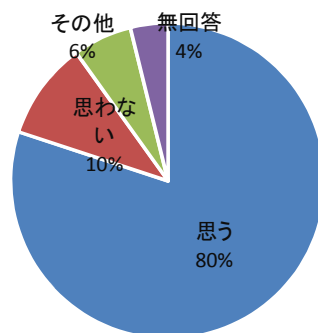
行動計画の継続的な改善を図るため、事業ごとに事業効果を高めるための調査・研究を行い、行動計画の見直し材料としています。今後も継続して効果的な改善方法を模索していきます。

例) ごみの投棄対策に関するもの

- 定期的な散乱ごみの調査の実施  
たばこ吸殻の散乱数調査 など
- 啓発手法の調査・研究  
風船等の啓発用品を用いた広報活動 など
- 楽しみながら美化活動ができる企画の研究  
きれいなまちづくり実行委員会における検討 など

例) 推進体制に関するもの

- 推進及び評価方法に関する研究
- 市民アンケート等の実施  
イベント等における「きれいなまちづくりアンケート」の実施



問 つくば市はほかの自治体と比べてきれいだと思えますか。  
(平成 27 年度きれいなまちづくりアンケート 回答者数 726 名)